

「平成 30 年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業」 提案説明書（企画提案募集要領）

1 事業名

平成 30 年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業

2 事業の概要

札幌市就業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）内に地方公共団体が設置する官民共同窓口（以下「官民共同窓口」という。）において、札幌北公共職業安定所（以下「ハローワークプラザ北 2 4」という。）と札幌市が選定した民間職業紹介事業者（以下「選定事業者」という。）が共同で下記 4（1）職業紹介事業を実施する。

また、各あいワークにおいても就業サポートセンターの求職登録等をできるようにすることとし、各あいワークの運営をサポートセンター事業の業務の一部として実施する。選定事業者は札幌市の委託を受け、サポートセンター関連事業を実施する。

3 事業者の選定

札幌市は、企画提案方式により、上記 2 に掲げる事業を実施する選定事業者を募集し、「平成 30 年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査のうえ、1 事業者を選定する。

4 企画提案項目

- (1) 官民共同窓口における職業紹介事業
- (2) 札幌市就業サポートセンター等関連事業

5 選定事業者が実施する事業

選定事業者は、下記（1）～（2）の業務を実施する。なお、業務の詳細については、各提案仕様書を参照すること。

(1) 官民共同窓口における職業紹介事業

サポートセンター内で行う「官民共同窓口における職業紹介事業」として、ハローワークプラザ北 2 4 と共同で無料職業紹介事業を実施する。

※「官民共同窓口における職業紹介事業」提案仕様書を参照

(2) 札幌市就業サポートセンター等関連事業

官民共同窓口における職業紹介に資するため、以下の業務を実施する。

※「札幌市就業サポートセンター等関連事業」提案仕様書を参照

- ア 求職者の再就職支援業務（札幌市就業サポートセンター関連）
- イ 求人開拓等業務（札幌市就業サポートセンター関連）
- ウ 合同企業説明会運営業務（札幌市就業サポートセンター関連）
- エ あいワーク関連業務

6 事業実施期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

7 官民共同窓口における措置の内容

地方公共団体の設置する官民共同窓口においては、公共職業安定所の出先窓口及び民間職業紹介事業所の間で、その保有する求人情報及び求職者情報を相互に連絡・回付する行為は、職業安定法第 5 条の 4 における「正当な事由」及び第 51 条第 1 項における「正当な理由」に該当するとともに、同法第 51 条第 2 項及び第 51 条の 2 における「みだりに他人に知らせ」ることには該当しないものとする。

(資料 1 「地方公共団体の設置する官民共同窓口について」厚生労働省通達平成 17 年 3 月 24 日付け職発第 0324001 号)

8 情報の管理について

選定事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して事業を行うこと。

9 事業実施における前提条件

- (1) 「官民共同窓口における職業紹介事業」を実施する施設（場所）は、札幌サンプラザ 1 階（札幌市北区北 24 条西 5 丁目）に開設しているサポートセンターのうち、札幌市が指定した区域とし、当該区域を札幌市が無償で貸与する。
- (2) カウンター、机、椅子、キャビネット、OA 機器等職業紹介事業に必要な設備及び機器類については、原則、選定事業者の負担で調達すること。ただし、資料 2 「備品等貸与リスト」に記載がある備品等については、札幌市が無償で貸与する。
なお、「備品等貸与リスト」に記載がない備品等の負担区分などについて疑義が生じた場合、札幌市と選定事業者の間で協議する。
- (3) 官民共同窓口の運営方法については、ハローワークプラザ北 2 4、選定事業者及び札幌市にて締結予定の資料 3 「地方公共団体の設置する官民共同窓口の実施に関する協定書」の内容に基づいて行う。
- (4) サポートセンター等の運営については、前項のほか、資料 4 「札幌市就業サポートセンター運営要領」に基づいて行う。
- (5) 5(2)に係る業務については、今回、選定事業者から企画提案された内容を参考に、札幌市が選定事業者と協議のうえ、実施・運営を委託する予定である。
- (6) 官民共同窓口において、ハローワークプラザ北 2 4 と選定事業者は、それぞれ独立して職業紹介業務を実施する。
- (7) 当該事業は札幌市議会において平成 30 年度予算案が可決された場合に執行する。

10 参加資格要件

この企画提案に応募する民間職業紹介事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
- (2) 16 に定める企画提案書を提出する時点において、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を現に受けていること。
- (3) 事業開始に伴う有料職業紹介事業の新設届出及びサポートセンターにおいて全職種の有料職業紹介事業を行うことができるよう、届出等を法定期限内に提出することが確実であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (7) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しない者
- (8) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (11) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しない者
- (12) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しない者
- (13) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (14) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

11 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・ 提出先：札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側
- ・ 受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

13 主なスケジュール

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 公 示 | 1月15日(月) |
| (2) 事業実施に関する質問受付及び回答 | 1月15日(月)～1月26日(金) |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 2月 1日(木) |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 2月 7日(水) |
| (5) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 2月20日(火) |
| (6) 契約候補者の発表 | 2月21日(水)以降 |
| (7) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

14 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限
平成30年2月1日(木) 16時まで（必着）
- (2) 提出方法
直接持参とする。（受付時間：平日8時45分～17時15分まで、ただし2月1日は16時まで）
- (3) 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階北側）
- (4) その他
ア 提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案を辞退したものとみなす。
イ 上記アの場合でも、今後、本市が発注する業務の入札等における指名通知等において、不利益な取扱は行わないものとする。

15 事業に関する質問受付及び回答

- (1) 質問
企画提案への参加を希望する事業者からは、質問を受け付ける。
質問がある場合については、下記の期間に「質問書」（様式2）を提出すること。
- ア 受付期間
平成30年1月15日（月）～1月26日（金）16時まで
- イ 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階北側）

ウ 提出方法

電子メールまたはFAXで、質問書を受け付ける（電話や窓口での質問は受け付けない。）。その際、件名は「札幌市就業サポートセンター等運営事業に係る質問書」とすること。

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

・FAX番号：011-218-5130

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめのうえ、企画提案参加意思確認書の提出があった事業者にも公表する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

16 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「企画提案仕様書」のとおり

(2) 提出方法

事前に連絡のうえ直接持参すること。（受付時間：平日8時45分～17時15分まで、ただし2月7日は16時まで）

(3) 提出期限

平成30年2月7日（水）16時まで（必着）

(4) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(5) 提出書類及び部数

ア「企画提案提出書」（様式3） 1部

イ 企画提案書 10部

（ア）A4判、片面印刷、30ページ以内とすること（企画提案提出書、表紙及び目次は除く）。

（イ）表紙と目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

（ウ）提出する提案書のうち、1部にのみ、表紙に提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（エ）提案事業者を特定できる表現は、上記（ウ）以外には記載しないこと。

（オ）提案書とは別に資料を提出することは認めない。

(6) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消すことはできない。また、返却には応じないものとする。

(7) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
 - イ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合
 - ウ 下記 18 に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合
 - オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合
- (8) その他
- ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式 4)を提出すること。
 - イ 企画提案書の再提出は認めない。
 - ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

17 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が 4 者以上の場合は、別に定める「平成 30 年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業企画提案審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、下記のとおり企画提案書の書類審査を行い、上位 3 者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

(1) 書類審査実施日

平成 30 年 2 月 8 日(木)

(2) 書類審査内容

- ア 事業の理解度について (配点 20 点)
- イ 企画書の体裁について (配点 10 点)
- ウ 提案の実現性について (配点 10 点)
- エ 提案の妥当性について (配点 10 点)

(3) 書類審査結果の通知

企画提案書提出者すべてに、平成 30 年 2 月 15 日(木)までに審査結果を電話及び書面で通知する。

18 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日 (予定)

平成 30 年 2 月 20 日(火) (開始時間については、別途連絡する。)

(2) 実施場所

札幌市役所本庁舎 13 階 南西会議室 (札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

(3) 実施方法

- ア 出席者は 1 事業者あたり 3 名以内とする。

- イ 持ち時間は 50 分（説明 25 分、質疑 25 分）程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

19 企画提案審査の実施及び審査基準

- (1) 実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた 1 事業者を選定する。
- (2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。評価に当たり、一部項目において重点加算方式を行う。

ア 審査に当たっては、次の事項を評価する。

(ア) 官民共同窓口における職業紹介事業 (配点 15 点)

- ・求職者へのサービス内容
- ・ハローワークプラザ北 24 との連携

(イ) 札幌市就業サポートセンター等関連事業

a 求職者の再就職支援業務 (配点 50 点)

- ・支援プラン策定
- ・個別カウンセリング及び職場定着支援の取組
- ・各就職支援セミナーのメニュー
- ・資格取得講座、スキルアップ講座のメニュー
- ・職場体験の取組

b 求人開拓等業務 (配点 30 点)

- ・求人開拓の内容
- ・職場体験受入企業の開拓の取組
- ・高齢者雇用奨励の取組

c 合同企業説明会等運營業務 (配点 20 点)

- ・合同企業説明会、ミニ企業説明会及びミニシニア交流会の内容
- ・事業内容の効果、実行可能性

d あいワーク運營業務 (配点 15 点)

- ・求職者への支援内容
- ・目標達成に向けた工夫

e 事業全体に係る事項 (配点 70 点)

- ・事業全体の人員体制
- ・事業の広報
- ・各業務間の連携など全体を通じた事業内容の効果、実行可能性
- ・類似事業の受託実績

- イ 企画提案内容の効果が同程度の水準であるものと評価される場合は、上記（イ）「e 事業全体に係る事項」の評価点が最も高い者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。
- (4) 審査に当たっては、審査票の点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- (5) 選定した契約候補者が上記9（3）に掲げる協定及び5に掲げる業務の委託契約の締結を辞退した場合、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする。

20 選定結果の通知等

実施委員会において、審査の結果、基準点以上の得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた1者を契約候補者とする。また、企画提案を行う事業者が1者であっても、最低基準を満たしている場合は、契約候補者とする。

なお、選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

- (1) 通知日（予定）
平成30年2月21日（水）以降
- (2) 対象業務の委託
 - ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ5に掲げる業務を委託する。
 - イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。
 - ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。
- (3) 選定結果についての疑義の申立て
 - ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。
 - イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。
 - ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は12のとおりとする。

21 選定後の手続き等

- (1) 契約候補者は、札幌市が指定する日までに以下の手続きを行うこと。手続きに要する経費は事業者の負担とする。
 - ア 有料職業紹介事業の新設・届出等をはじめとした職業安定法に定める事業運営に必要な申請（職業安定法の規定に違反しないよう、必要な手続きを行うこと）
 - イ 雇用関係給付金に係る同意書の提出

ウ 官民共同窓口における職業紹介事業の運営に関する協定の締結

エ 企画提案に基づいて実施する札幌市就業サポートセンター等運営事業に関する委託契約の締結

- (2) 上記(1)エに規定する契約書については、資料5「契約書(案)」に基づいた内容とする。
- (3) 札幌市就業サポートセンター運営事業の委託契約の締結日は、別途、札幌市から指示した日とする。
- (4) 契約候補者は、上記9(3)に係る協定及び5に係る委託契約締結後の業務を円滑に行うために、平成29年度の受託事業者から、事前に業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、引継ぎに当たっての費用は、契約候補者の負担とする。

22 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

23 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。
- (4) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。
- (5) 本事業は札幌市議会において平成30年度予算案が可決された場合に実施する。